'21/9月度 広報部会定例会

※青地は議事 中山

〇日時: '21年9月19日(日) 14:30~15:30

〇場所: コミセン湘南

出席者: (広報部会) 部会メンバー

議題

1. R3 年度広報部会 活動項目とスケジュール:進捗確認

(以下の項目を討議)

2. 広報部会におけるメールアドレスの取扱いルール(添付)

趣旨:個人情報の扱いに関して敏感な風潮があるのでまとめておきたい。

- ① 従来、当然のこと(暗黙の了解事項)として情報を扱ってきたがこの機に紙面とする。
- ② 添付 "広報部会「ホームページ更新のお知らせ」に伴う個人情報取扱ルール"を制定。
- ③ 本紙は広報部会 HP に掲載し公開しておく。特に説明などはしない。
- 3. "HP を利用した回覧配布 Pj"の状況。(添付略)
 - 松尾、エクシード、柳島各自治会の回覧格納場所について、。
 - ① 3自治会のトップページに「回覧」バナーを設けて有り場所を明確にする。
 - ② バナーの置き場所は、現在各ページにある横並びのバナーと同列に追加する。
- 4. 湘南まちぢから協議会南西部の拠点活動 PR シリーズ(後藤会長提起)。(添付略)
 - 第1~7の順番、時期、内容、狙いなど
 - 追加項目
 - 来年度以降もシリーズ化したいがどうか。年間計画立てて対応する。
 - ① 計画の内、「BRANCH3 オープン前の紹介」と「BRANCH3 オープンの状況」を先行する。
 - ② 取材日、公開日は10月、11月で順次実施。
 - ③ 来年度以降も"湘南まちぢシリーズ"の年間スケジュールを組んで進めることを検討。
- 5. その他
 - ソフトバンク提供の講習
 - ①「コミュニティ再生・活性化モデル」にある"スマホ教室"の活用を検討。
 - ・助成金の状況⇒OK の場合、4 を進めるために先行しての機材購入は可能か?
 - ① 領収書の日付が適正であれば OK。
 - HPのWP化
 - ① トップページ案のデモを実施。スマホでも見やすい特徴を生かして更に進めていく。
 - ・広報紙のアンケートを採る。今後の記事、発行タイミングなどの参考にする目的
 - ① 時期は12月頃を予定する。
 - ② 回答は読んでくれた人に限定されるがその方々の意見を参考にする。
 - ③ 付随して:各戸配布の回覧は余るケースがある⇒班長が戸配するなどの配慮は必要。

【参考】個人情報取扱ルール

広報部会「ホームページ更新のお知らせ」に伴う個人情報取扱ルール

制定 令和3年9月19日

最近改正 令和 年 月日

(目的)

第1条 この取扱ルールは、「ホームページ更新のお知らせ」に伴い広報部会(以下「本会」という。)が保有する個人情報について適正な取扱いを確保する ことを目的として定めます。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)等を遵守するとともに、部会活動において個人情報の保護に努めます。

(周知)

第3条 本会は、この取扱ルールをホームページに掲載して自治会員に周知します。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、広報部会長とします。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、広報部会長とします。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

(個人情報の取得)

- 第7条 本会は、会長が「ホームページ更新依頼」などを、会員から受理する ことにより、個人情報を取得します。
 - 2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名、自治会名、メールアドレスの 3つのみであり会員が同意する事項とします。

(利用)

- 第8条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に際して利用します。
 - (1) ホームページ更新メールの配信
 - (2)メール配信一覧の作成
 - (3) メーリングリストの作成

(管理)

- 第9条 個人情報は、会長が保管するものとし、適正に管理します。
 - 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

(提供)

- 第 10 条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者(委託・共同利用の相手方を除く。)に提供しません。
 - (1)会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
 - (5)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 11 条 取扱者は、個人情報を第三者(県・市役所を除く。)に提供したときは、法第 25 条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者(県・市役所を除く。)から個人情報の提供を受ける際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し、保存します。

(開示)

- 第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し開示を請求することができます。
 - 2 管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

- 第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し訂正等を求めることができます。
 - 2 前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

 事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、広報部会長とします。

(附則)

この取扱ルールは、令和3年9月19日から施行します。